

介護保険課から

② 外出介助等について

介護保険課給付係

外出介助等について

★居宅以外でのサービス提供について

居宅サービスの1つである訪問介護は、介護保険法第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者等の居宅以外で行われるものは、介護報酬を算定することはできません。しかし、例えば、通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、(場合により)院内の移動等の介助などは要介護者等の居宅以外で行われますが、これは居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るため例外的に認められます。したがって、居宅以外で行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもって訪問介護として算定することはできません。また、介助の必要のない時間(タクシー乗車中、単なる待ち時間など)は算定できませんので、サービス提供時間から差し引いてください。

居宅外での訪問介護による身体介護のサービスのうち、通院介助及び散歩の同行及び通所系サービス事業所への送迎については、以下の取扱いとなっています。

【通院介助】

通院介助とは、例えば、声かけ・説明→目的地(病院等)に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続きのような内容となります。

病院から病院(調剤薬局を含む。)への移動のみの行為では、その介助時間は訪問介護のサービス提供時間とみなし得ませんが、居宅からの発着を含む複数個所の外出介助が日常生活上必要であり、一度に済ませることが効率的(身体的な負担の軽減を含む。)ならば、一連のサービス行為ととらえて認める場合もあります。

通院時などに買い物同行を行うことも、一度に済ませることが効率的(身体的な負担の軽減を含む。)ならば、同様に訪問介護として認められる場合があります。いずれの場合も、事前に区へご相談ください。

【院内介助】

院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものです。しかし、新宿区では、院内介助について、①院内のスタッフによる利用者の介助が出来ない場合で、②適切なケアマネジメントを行い、ケアプランに明確に位置づけられており、③利用者が介助を必要とする心身の状態である場合(身体的状態により常に見守り・介助が必要な場合、または、認知症等で目を離すと徘徊してしまう等)に限り、算定対象と認めています。また、診察室内の介助は算定できません。

【散歩の同行】

訪問介護サービスにおける散歩の同行については、「自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ、常時介助できる状態で行う見守り等）」に該当する場合のみ算定が認められます。

散歩の同行は、介護保険本来の目的である利用者の ADL 向上や自立支援を効果的に実現するため、訪問介護員等による散歩の同行が必要であり、以下の要件を**すべて**満たした適切なケアマネジメントに基づいたものは、介護報酬の算定を認めています。

- (1) アセスメントに基づき、導き出された課題(ニーズ)を解決するための「日常生活上の必要なケア」といえること。
- (2) 日常生活動作向上、閉じこもり防止や生活意欲の向上など、利用者の自立支援に資するものといえること。
- (3) 単なる気晴らしなどの「外出介助」ではなく、「訪問介護員等の散歩の同行」が「自立生活支援のための見守りの援助」としての行為としてあること。
- (4) 代替するその他の介護サービスについて検討が十分になされているが、それらを利用できない正当な理由があること。
- (5) 「訪問介護等の散歩の同行」の必要性について、定期的な見直しを行うこと。

【その他の送迎】

送迎の内容	算定の可否	備考
居宅から一般病院への入院又は一般病院から居宅への退院	△	(注)
短期入所の事業所又は介護老人福祉施設からの通院、入退院	×	起着点の一方が居宅ではないため算定できない。
一般病院から一般病院への転院、一般病院から老健施設への移送	×	上に同じ

(注) 入退院時の付き添い介助については、家族等が対応すべき範囲であり、原則として訪問介護サービスの対象とならない。何らかの事情により家族等が対応できない場合には、生活支援事業やボランティア等の活用が考えられる。

※ショートステイもこれに準じる。

【通所系サービスの送迎】

通所系介護サービス事業所への送迎については、ドア・ツー・ドアで行われることになっており、訪問介護員等による送迎を、別途、訪問介護費として算定することはできないとされています。

ただし、心身の状況、交通事情等、特別な事情がある場合に限り、保険者である新宿区の判

断により、例外的に訪問介護による通所介助を認めています。通所介護事業所より、所定の様式で届出を行っていただきます。また、通所送迎で訪問介護を利用する場合には、送迎前後に外出に関連する身体介護(身支度等)を含むものとします。

《特別な事情にあたる例》

- ・身体的・精神的理由や疾病等により、送迎車による送迎が困難な場合。
例えば、認知症によるBPSDが顕著で移動中に常に見守り等の介護が必要など。
- ・高層住宅、集合住宅の2階以上に居住している場合。
- ・利用者住居に面している道路が狭い、交通量が多い、駐停車が出来ないなど、道路事情、交通事情による場合。
- ・施設と利用者住居が隣接して、送迎車での送迎が合理的でない場合。

▼通所送迎時の訪問介護利用について、通所介護事業者、訪問介護事業者、利用者がそれぞれ独自の判断で、本来届出を必要とするサービスを区の確認を受けずに行っている事例が多くみられます。

▼ケアマネジャーが、利用者の状況を的確に把握し、利用者与各事業者と連携し、適切なケアマネジメントの上に行われるものだということをご理解ください。

16新健介利第154号
平成16年12月20日

居宅介護支援事業者 各位
訪問介護事業者 各位

新宿区健康部介護保険課長 竹若 世志子
(公印省略)

訪問介護における通院介助について

日頃から、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、東京都の実地指導及び区の介護給付適正化調査等に伴って、「訪問介護における通院介助」の解釈をめぐって一部混乱も見られます。

このため、区としての考え方を下記のとおり、周知しますのでご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 訪問介護における通院介助について

(1) 通院介助は算定できるか

通院介助については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日・老計第10号)の「通院・外出介助」でサービス行為の一連の流れを例示しているとおおり、身体介護の区分に含まれ、訪問介護として算定できます。

(2) 院内での移動等の介助は算定できるか

「院内での移動等の介助」については、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきですが、場合により算定対象」(「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合及び身体介護が中心である場合の適用関係等について」平成15年5月8日・老振発第0508001号・老老発第0508001号)となります。

この「場合により算定対象」の判断基準は、新宿区においては次のとおりです。

通院先の病院に介助体制が整っておらず、以下の必要な理由が課題分析され、ケアプラン上に明確に位置づけられていること。

- ① 身体的な状態により、常に見守り・介助が必要な場合
- ② 重度の認知症等で目を離すと徘徊してしまうなど、常に見守り・介助が必要な場合

なお、院内の付添いなど、居宅以外において行われる訪問介護については、居宅において行われる病院に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合に限り認められるため、院内の付添い行為だけをもって単独行為として算定することはできません。（「額の算定の留意事項 第二-1-(6)」平成12年3月1日・老企第36号）

- (3) 上記の「場合により算定対象」となるために、医師の意見は必要か
医師の意見は必要ありません。

日頃から、利用者の身体等の状態を把握し、ケアプランを作成しているケアマネジャーが総合的に判断し、ケアプランに位置づけてください。

- (4) 院内の待ち時間は算定できるか

単なる待ち時間はサービス提供時間として算定できません。

しかし、上記で示したように利用者の身体等の状況により見守り・介助が必要な場合は、算定対象となります。

- (5) 診察中の介助は算定できるか

診察中は、医師及び看護師の責任の範囲です。診察に立ち会うことは医療保険との二重給付になりますので、原則として介護保険の対象とはなりません。

問合せ先

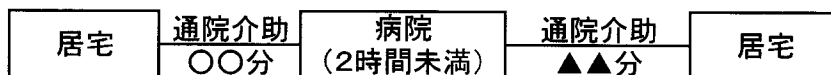
新宿区健康部介護保険課

指導係 電話5273-3497

給付係 電話5273-4176

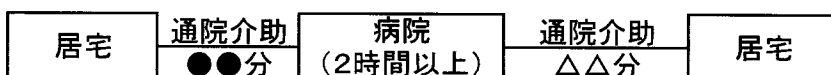
【通院介助における報酬算定方法】

★ 送り迎えのサービスの間隔が概ね2時間以上ない場合



〇〇分+▲▲分→合算して、身体介護で報酬算定

★ 送り迎えのサービスの間隔が概ね2時間以上ある場合



●●分と△△分を別々に身体介護で報酬算定

○上記の事例は院内介助が必要でない場合を前提としています。また、通院介助の時間には、居宅内での準備行為等の時間が含まれます。

○院内介助が算定できる場合について、ご注意ください。

○20分未満の身体介護については、別紙参照してください。

平成 21 年 9 月 3 日

居宅介護支援事業所 各位
居宅介護予防支援事業所 各位
訪問介護事業所 各位

新宿区福祉部介護保険課長 吉野 富士枝
(公印省略)

適切な訪問介護サービス等の提供について

日頃から介護保険事業にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、厚生労働省から平成 21 年 7 月 24 日付で「適切な訪問介護サービス等の提供について」(別紙参照)の事務連絡がありました。

この事務連絡に基づき、区では以下のように「適切な訪問介護サービス等の提供について」の考え方を整理しましたので、お知らせします。

各事業所の皆様におかれましては、この考え方に基づき、適切な訪問介護サービス等の提供を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 保険給付の可否

適切なケアマネジメントに基づき、かつ必要と認められるものは保険給付の対象となります。

例えば、「散歩」に関しては「散歩」という表現で、一律機械的に保険給付の可否を判断することなく、以下の要件をすべて満たした適切なケアマネジメントに基づいたものは、「訪問介護員等の散歩の同行」について介護報酬の算定を認めるものとします。

- (1) アセスメントに基づき、導き出された課題(ニーズ)を解決するための「日常生活上の必要なケア」といえること。
- (2) 日常生活動作向上、閉じこもり防止や生活意欲の向上など、利用者の自立支援に資するものといえること。
- (3) 単なる気晴らしなどの「外出介助」ではなく、「訪問介護員等の散歩の同行」が「自立生活支援のための見守りの援助」としての行為としてあること。
- (4) 代替するその他の介護サービスについて検討が十分になされているが、それらを利用できない正当な理由があること。
- (5) 「訪問介護員等の散歩の同行」の必要性について、定期的な見直しを行うこと。

なお、個々の適否の判断は、これまでと同様に、指導検査時に個々のケアプランを点検する際に判断することとします。

問合せ先

新宿区福祉部介護保険課指導係 電話 5 2 7 3 - 3 4 9 7

介護保険課給付係 電話 5 2 7 3 - 4 1 7 6

平成23年12月1日

各指定居宅介護(予防)支援事業者様

新宿区福祉部介護保険課長

峯岸 志津子

通所系サービスの送迎に係る訪問介護利用について

平素は新宿区の介護保険事業にご協力を賜り、有難うございます。

通所系サービスの基本単価には送迎加算が含まれており、送迎については通所系サービス事業者が対応することになっていますが、利用者の心身の状況並びに住居及び地理的状況から特別な事情がある場合に限り、通所系サービス事業者から届出をいただき可否を確認のうえで、訪問介護による通所介助を可能としています。

この度、新規利用者の通所系サービスの送迎に係る訪問介護利用届出書について、より明確に必要性を判断するため様式を変更しました。その中で、下記のとおり指定介護(予防)居宅支援事業者との事前協議のうえ記入する項目を加えましたので、通所系サービス事業者より相談があった場合はご協力をお願いします。

記

1 改正後の新規利用者の通所系サービスの送迎に係る訪問介護利用届出書

別紙のとおり

2 お願いしたいこと

新たに訪問介護の内容及び所要時間についての記入欄を設けました。訪問介護は、送迎時の介助の他、その前後に身支度等の身体介護を伴う一連のものとして必要性を判断します。通所系サービス事業者には、指定介護(予防)居宅支援事業者との事前協議のうえ、室内・室外毎に必要なサービス内容と所要時間の記入を依頼しています(別添 通所系サービス事業者あて通知<省略>)。つきましては、通所系サービス事業者より相談があった場合はご協議いただき、ご本人の状態から必要と思われる訪問介護の内容等について伝えていただくようお願いします。

なお、指定居宅介護(予防)支援事業者様に直接記入していただく必要はありません。

3 その他

参考に平成18年に作成した「通所系サービスにおける送迎の介護報酬算定等の取扱いについて」を送付します。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

問合せ先

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話 03-5273-4176(直通)

通所系サービスにおける送迎の介護報酬算定等の取扱いについて

1. 送迎の基本的な考え方について

- (1) 通所系サービスの送迎加算が平成18年4月の介護保険法改正で基本報酬に包括されたことにより、通所系サービス事業者は、送迎が必要な利用者については送迎を実施することになりました。現在、送迎を実施していない事業所も、送迎が必要な利用者がある場合は対応をしなければならないこととなります。
- (2) 送迎が必要な利用者について、通所系サービス事業者が送迎できない場合には、通所系サービス事業者が訪問介護事業等と委託契約を結ぶ等により対応してください。なお、この場合、別に送迎の料金を利用者から徴収することはできません。
- (3) 送迎はドア・ツー・ドアが基本となります。通所系サービス事業者の行う送迎には、居宅内での利用者の身支度は含まれません。
なお、送迎時間は通所系サービスの利用時間には含まれません。
- (4) 利用者の希望により通常の実施地域以外への送迎を行う場合は、従前どおり、別途契約により送迎費用を徴収できます。

2. バスポイント方式の送迎について

バスポイント方式を採用している事業者はドア・ツー・ドア方式への移行をご検討ください。ただし、現在、バスポイント方式を採用している通所系サービス事業者について、やむを得ない事情がある場合は、別紙計画書を提出することにより、当面、バスポイント方式の継続を可能とします。

3. 訪問介護利用による送迎について

- (1) 利用者の心身の状況並びに住居及び地理的状況等から特別な事情がある場合は、従来どおり訪問介護を利用することも認めます。
しかし、これはあくまでも例外的対応であり、その適用については保険者判断とされています。そのため今回、特別な事情に該当する利用者の方について、通所系サービス事業者からの届出書に基づき、可否を判断します。

特別な事情にあたる場合の例

歩行による移動に介助が必要であり、他の手段による送迎が困難で、且つ下記のような状況にある場合

- ・身体的・精神的理由や疾病等により、送迎車による送迎が困難な場合
- ・高層住宅、集合住宅の2階以上に居住している場合
- ・道路が狭隘である、駐停車ができないなど、交通事情、道路事情によりドア・ツー・ドアの送迎が困難な場合
- ・施設と利用者の住居が近接しているため、送迎車による送迎が合理的でない場合（実施地域以外への送迎を除く）

(2) 訪問介護の利用にあたっては、送迎の前後に外出に直接関連する身体介護（身支度等）を含むものとします。

4. 送迎ルートについて

運営規程に明記され、「通常の事業の実施地域」として東京都に届け出ている地域については、送迎を行わなければなりません。「通常の事業の実施地域」と実際に送迎を行っている送迎実施地域に相違がある場合は、運営規程に反することになります。

各通所系サービス事業者において、再度、運営規程と送迎実施地域に相違がないか確認をお願いします。

5. その他

この取り扱いは新宿区の保険者判断を含むため、他区の被保険者である利用者の方には適用となりません。

◆送迎は、ドア・ツウ・ドアが基本であり、事業所としてのバスポイント方式は認められていません。

◆通所送迎時の訪問介護利用について、通所介護事業者、訪問介護事業者、利用者がそれぞれ独自の判断で、本来届け出を必要とするサービスを区の確認を受けずに行っている事例が多くみられます。

ケアマネジャーは、利用者の状況をきちんと把握し、利用者や各事業者と連携し適切なケアマネジメントを行うこと。

H27.11.20

通所送迎の流れ

プランに、通所系サービスを位置づけることになった。



通所系サービス事業所に利用申込。その際、特別な事情があり、ドア・ツー・ドアの送迎が困難であると事業所から相談あり。



ケアマネジャーがサービス担当者会議を開催するなどし、ケアチームで、訪問介護を使つての通所送迎の必要性等の確認を行う。



結果、訪問介護により通所送迎が必要と判断。



それを受けて、通所系サービス事業所が届出を出す。



保険者である区が検討し、可否判断。通所系サービス事業所に結果通知。



「可」となった場合、訪問介護による通所送迎開始。

ケアチームで話し合ったり、区からの
可否決定が必要なのね！！



新規分

通所系サービスの送迎に係る訪問介護利用届出書

新宿区介護保険課長あて

平成 年 月 日

当事業所の利用者の送迎について、下記のとおり届出します。

申請者	事業者名					
	所在地					
	管理者名		担当		電話	
実施している送迎方法	1. ドア・ツー・ドア方式 2. バスストップ方式 3. 1, 2の併用 4. 委託による訪問介護					
利用者	被保険者番号				要介護状態区分	
	氏名				利用開始月日	
	住所	新宿区				
1 訪問介護による送迎を利用する被保険者の特別な事情						
2 室内も含めた訪問介護の内容及び所要時間（ケアマネジャーが計画する内容）						
居宅介護（予防）支援事業名				ケアマネジャー		
区確認欄	確認日	平成	年	月	日	
	算定の可否	<input type="checkbox"/>	可	<input type="checkbox"/>	否	
区記入欄						

（注）1は身体状況、居住環境、道路、交通事情により、ドア・ツー・ドアの送迎が困難な状況を具体的に記入してください。

2は、室内外毎に身体介護の内容及び所要時間をケアマネジャーから聴き取り、具体的に記入してください。

【参考】 ★20分未満の身体介護について（平成27年4月1日報酬改定Q&A）

Q.「概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算する」とあるが、20分未満の身体介護中心型を算定する場合にも適用されるのか。

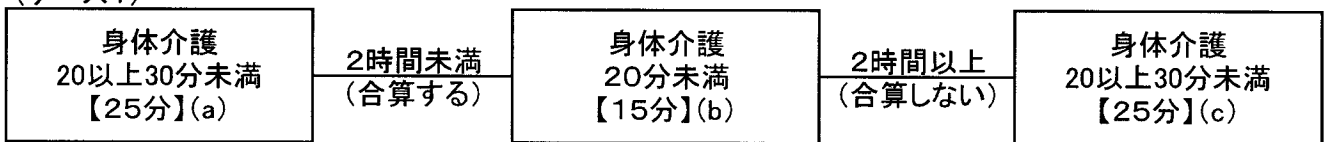
A.一般の訪問介護事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定又は整備計画を有しないもの）については、20分未満の身体介護中心型を含め、概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所定単位数を合算する。

一方、頻回の訪問を行うことができる指定訪問介護事業所については、20分未満の身体介護に限り、前後の訪問介護との間隔が概ね2時間未満であっても、所要時間を合算せず、それぞれのサービスの所要時間に応じた単位数が算定される。

したがって、20分未満の身体介護の前後に行われる訪問介護（20分未満の身体介護中心型を算定する場合を除く。）同士の間隔が概ね2時間未満の間隔である場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする。

(1)一般の訪問介護事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定又は整備計画を有しないもの）

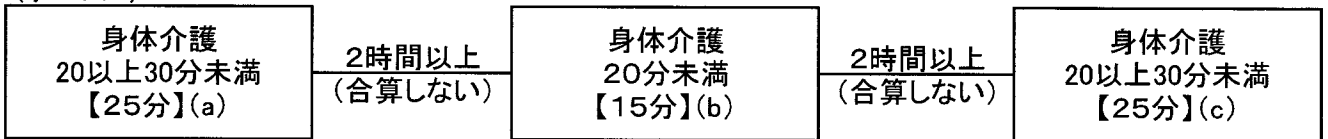
(ケース1)



次の訪問介護費を算定

- ①30分以上1時間未満(a)+(b)..... 388単位
- ②20分以上30分未満(c)..... 245単位

(ケース2)

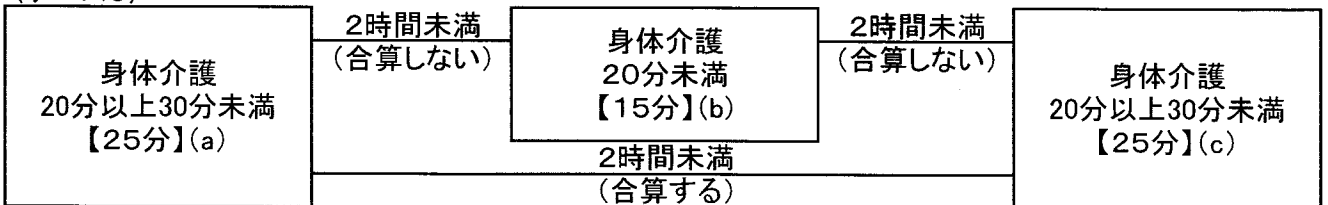


次の訪問介護費を算定

- ①20分以上30分未満(a)及び(c).... 245単位×2回
- ②20分未満(b)..... 165単位

(2)頻回の訪問を行う訪問介護事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定又は整備計画を有するもの）

(ケース3)



次の訪問介護費を算定

- ①30分以上1時間未満(a)+(c)..... 388単位
- ②20分未満(b)..... 165単位